

「大学生等による『共感の輪』拡大事業（西日本）」
委託業務仕様書（案）

1 業務名

「大学生等による『共感の輪』拡大事業（西日本）」委託業務

2 業務目的

福島を応援する西日本の大学生や専門学生等（以下、「大学生等」と言う。）若い世代の情報発信力を最大限活用するため、西日本の大学生等を対象とした、本県の今を広く正確に知ってもらうための視察研修を企画、催行する。

その経験、結果等をもとに、文化祭や各種イベントなどにおいて、福島県職員と学生とが連携して本県の復興状況や魅力を共に伝えることで、行政からの情報が届きにくい若年層へ本県の今と魅力を発信する。

3 業務内容

西日本の大学生等を対象とした、本県の今を広く正確に知ってもらうための視察研修を企画、催行する一切の業務を行うこと。（企画・調査・調整・作成（印刷）・発送等を含む。）

（1）3泊4日の行程の県内視察研修（1回）の企画運営・催行

西日本の大学生等を対象として、本県の今を広く正確に知ってもらうための視察研修を企画し、催行すること。

ア 実施時期・日程

大学生等が夏休みとなる8月中旬～9月中旬の期間における連続する4日間の催行とし、提案に当たっては実施候補日を提示すること（複数可）。

日程は、委託契約後に県と調整の上決定する。

イ 参加者

想定する参加人数は、以下のとおりとする。なお、募集に当たっては、県と委託事業者が連携し、大学側に募集協力の働きかけを行う。

- ・県と連携、関連がある西日本の大学に所属する大学生等 25名程度
（関西地区から15名、広島から5名、長崎から5名を想定）
- ・添乗県職員 3名程度（ただし、費用は別途支出）

ウ コース

以下の事項を踏まえるとともに、本県の現状や復興が進んだ姿、新たな産業等の振興にチャレンジする姿、食と観光の魅力などを伝えるコースを提案すること。

コースは、委託契約後に県と調整の上決定する。

- ・浜通り、中通り、会津それぞれの地域を訪問し、広い県土を誇る本県の地域ごとの異なる魅力を伝えること。
- ・「その土地の魅力・文化を情報発信できる観光地・文化施設等」及び「震災復興の状況や復興に向けて進む本県の取組を情報発信できる箇所・施

設等（東日本大震災・原子力災害伝承館等）」を必ず組み込み、参加学生が情報発信することを前提としたコースとすること。

- ・入館料等が必要な場合は、その費用を見込むこと。

エ 全行程の貸切バスの手配

大型バス1台を想定。添乗員は必須とし、バスガイドは必須としない。
なお、有料道路や駐車場代等の費用も含めること。

オ 参加学生の移動の手配

参加学生の居住地とツアー出発地・到着地までの往復の移動手段を手配すること（提案時においては、関西の学生は大阪駅、京都駅、広島は広島駅、長崎の学生は長崎駅を出発、帰着の基準地点として積算を行うこと）。

移動手段は鉄道、航空機、バス等を活用し、安全性、移動の確実性、参加者の身体的負担等を考慮し、効率的な手段とすること。

カ 宿泊先の具体的な提案

- ・宿泊先を提案することとし、宿泊する部屋については、シングル又は1室最大4名までとし、部屋の広さを明記すること。
- ・本県の温泉の魅力を伝えるため、少なくとも1泊は温泉施設を提案すること。また、分宿は原則として不可とする。

キ 食事の手配

食事内容も情報発信の一つであるため、県産品や郷土料理などの提供を提案することとし、夕食（1～3日目）、昼食（2～4日目）、朝食（2～4日目）の食事内容についても明記すること。

なお、昼食においては、観光地などで自由に食事をする可とするが、参加者が訪問地ならでの食事内容を選定するよう配慮すること。

ク オリエンテーション及び振り返りの場

視察1日目は、オリエンテーションを実施するほか、最終日は、全体の振り返りの場を設け、学生同士の交流を深めるとともに、情報発信に繋げる機会を設けることとし、それぞれ会議室などの手配を行うこと（オリエンテーション、振り返りの内容については、契約締結後に協議の上決定する。）。

ケ 参加者へのアンケート

本事業及び類似の目的を持つ事業の参考とするため、参加者に対してツアーや視察施設への評価及び当県への印象等に対するアンケートを実施し、集計・分析すること。

コ 多文化への配慮

外国人留学生等の参加がある場合、当該参加者の宗教、文化等に配慮した宿泊、食事、マナー、慣習に対する適切な対応を行うこと。

サ 国内旅行保険の加入

ツアーの参加者を国内旅行保険（傷害保険）に加入させること。

なお、委託事業者が選定する保険のうち、傷害死亡・後遺障害、傷害医療費用、個人賠償責任、携行品損害、救援者費用の補償を含むものとし、その

保険が一般的に勧められているプランとする。

- (2) 参加学生が所属する大学等における各種イベントへの出展・情報発信
各出展に当たり、PR資材の購入及び制作、会場までの発送や出展料等を事業費から支出するため、50万円程度を見込むこと。

4 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。※契約書は委託契約候補者決定後に提示

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
- ア 着手届（様式1）
 - イ 統括責任者通知書（様式任意）
 - ウ 実施工程表（様式任意）
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後速やかに提出するもの
- ア 完了届（様式2）
 - イ 成果品
 - ウ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

5 成果品（委託契約書第10条関係）

- (1) 以下の項目を主な内容とした実績報告書 1部
- ア 事業全体の概要
 - イ 運営体制
 - ウ 実施行程等委託業務の詳細
 - エ ツアー中の様子等の記録写真
(データでの提出、うち一部を報告書に掲載のこと。)
 - オ 参加者へのアンケート結果・分析
 - カ 制作物一覧
 - キ 事業総括
 - ク その他、福島県が必要と認める項目
- (2) 記録写真の画像データ (.jpg) 一式
- (3) 収支報告書 1部

6 成果品の提出先

福島県福島市杉妻町2番16号
福島県風評・風化戦略室

7 総括責任者

受託者は、本業務の遂行に当たって、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 事業実施に当たっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で、業務を実施するものとする。

また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

9 その他留意事項

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合でも、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(3) 成果品の著作権等の取り扱い

ア 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて福島県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

イ 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(4) 個人情報の取り扱い

本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。

(5) 秘密の保持

本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(6) その他

ア 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。

イ 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。

ウ 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

エ ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(以上)

様式1（仕様書4（1）関係）

着 手 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事 様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

- 記
業務
- 1 業 務 名
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

様式2（仕様書4（2）関係）

完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け
出ます。

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 業務名 | 記
業務 |
| 2 | 委託料の額 | 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 3 | 委託期間 | 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日 |